大津市の建設工事に係る発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに 契約の内容に関する事項の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び同法施行令(平成13年政令第34号)その他の法令並びに大津市契約規則(昭和40年規則第35号)に基づき大津市が発注する建設工事についての発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しに関する事項の公表)

- 第2条 市長は、毎年度、4月1日(当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共工事の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)にかかる次に掲げるものの見通しに関する事項を公表する。
 - (1) 工事名、工事場所、工事期間、工事種別、工事概要
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- 2 公表は、総務部契約検査課、政策調整部市政情報課及びインターネット上の市のホームページで閲覧に供するとともに、日刊紙に情報を提供する。
- 3 閲覧に供する期間は、当該年度の3月31日までとする。
- 4 市長は、第1項により公表した発注見通しに関する事項について、少なくとも年1回以上の 見直しを行うものとし、変更がある場合は、遅滞なく当該事項を公表する。
- 5 第2項及び第3項については、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法についてこれ を準用する。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

- 第3条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表する。 これを変更したときも同様とする。
 - (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 市長は、建設工事(予定価格が400万円を超えないもの及び公共工事の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表する。ただし、第1号に掲げる事項については作成後速やかに公表し、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項については入札後速やかに公表するものとする。
 - (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並び にこれらのうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかっ た理由
 - (3) 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称

- (4) 指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (7) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 工事着手時期及び工事完成時期
 - 工 契約金額
- (8) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 市長は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく 変更後の契約にかかる前項第7号のイからエに掲げる事項及び変更の理由を公表する。
- 4 第1項から第3項までに定める事項の公表の方法は、公衆の閲覧に供する方法によるものとし、閲覧場所は次に定めるとおりとする。
 - (1) 第1項に定める事項については、総務部契約検査課、政策調整部市政情報課及びインターネット上の市のホームページで閲覧に供する。
 - (2) 第2項に定める事項については、総務部契約検査課及びインターネット上の市のホームページで閲覧に供する。
 - (3) 第3項に定める事項については、総務部契約検査課とする。
- 5 第2項又は第3項により公表した事項については、公表した日(第2項の第1号から第8号で掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の年度及びその翌年度が経過するまで閲覧に供する。

(その他)

第4条 前2条に定める公表のほか、特に必要なものについては、別に市長が定める。

附 則

- この要領は、平成13年6月1日から施行する。
- この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年8月15日から施行する。
- この要領は、令和7年7月1日から施行する。